秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図および簿冊を作成したので、同法第17条第１項の規定により公告する。

なお、当該地図および簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和７年12月５日

秋田市長　沼　谷　　　純

１　調査を行った地区　秋田市河辺神内字沢見の一部

２　地図および簿冊の名称　地籍図原図および地籍簿案

３　閲覧期間　令和７年12月５日から同月24日まで20日間。ただし、土曜日および日曜日を除く。

４　閲覧時間　午前９時から午後４時30分まで

５　受付場所　地籍調査室（河辺市民サービスセンター１階）

６　閲覧会場　河辺市民サービスセンター　３階ＳＣ会議室

７　誤り等申出　閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に秋田市長に対し、訂正の申出をすることができる。

なお、誤り等申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。

８　その他　地図は、令和６年11月測量、簿冊は令和７年11月13日現在の状況により調査して作成されたものである。